

海外事業活動基本調査の更なる充実及び精度向上の取組による基幹統計化の可否について

平成29年7月

経済産業省大臣官房
調査統計グループ企業統計室

指摘事項の実現に対する課題の抽出

1. 的確な母集団情報の確保

母集団名簿の更新方法について、従来の方法の評価、他の機関が保有する名簿等の利用可能性、調査対象の定義を変更した場合の影響等について検証し、その有用性について検討。結果、「外国為替及び外国貿易法」の届出情報を活用した更新が最も有用性が高い。

2. 現地法人調査票における記入率の向上

未記入率について改めて評価した結果、売上高・仕入高の「内訳」の未記入が多い事が判明。

上記課題への対応状況

1. 母集団名簿の更新方法への具体的な取組

・「平成21年経済センサス-基礎調査」からの調査対象の捕捉

新たに対象数が1,569社捕捉できた(捕捉後の本社数は6,461社)。一方で、現地法人の捕捉範囲が本調査と相違する部分があるため、全ての対象の捕捉は不可能。

・「外国為替及び外国貿易法」の届出情報の活用

財務省に対して、行政記録の活用について依頼したが、現時点では利用不可(守秘義務及び電子データの不備)とされている。このため、精度の高い母集団情報の確保が依然として困難な状況。

上記課題への対応状況(続き)

2. 現地法人調査票の記入率の向上に関する具体的な取組

- 本調査における現地法人を把握する調査票の未記入が多い点について企業ヒアリングを行ったところ、「売上高・仕入高の内訳」項目等は、調査対象(企業)において、記入する調査項目の帳簿が整備(分別管理)されていないケースもある、という声が把握できた。
- 未記入率の高い項目の削除等、記入率の向上策を検討したものの、政策上必要となる項目(国際的な生産分業体制の把握等)が大半を占めており、調査項目の削除は困難との結論に至った。このため、引き続き、調査事項の記入率の改善を図ることが必要。
- なお、これまでの記入者への配慮を目的とした改善を踏まえ、更なる改善として、「記入の手引き」における説明文の工夫、記入の容易性に考慮した調査項目の設計、調査対象から提出された統計データのみを活用した分析手法の検討(パネルデータ等)を行うなど、今後の検討項目の洗い出しを行った。

本調査の基幹統計化について

- 上記のように、本調査の精度向上については、依然として解決すべき課題が多く、引き続き課題の改善に向けた努力が必要な状況であり、基幹統計として必要な品質を確保出来ているとは言えない状況。したがって、基幹統計化を見送るべきと判断。

平成28年海外事業活動基本調査について

- ✓ 海外事業活動基本調査は、我が国企業の海外事業活動の現状と海外事業活動が現地及び日本に与える影響を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の運営に資するための基礎資料を得ることを目的とした、統計法に基づく一般統計調査。
- ✓ 平成28年度調査結果は4月25日に公表。

【平成28年海外事業活動基本調査の概要】

	本社企業調査票	現地法人調査票
調査開始年	昭和46年～	
調査時期	毎年7月～8月	
対象地域	全 国	
属性範囲・ 調査の単位数	海外に現地法人を有する我が国企業のうち、金融業、保険業及び不動産業を除く企業 ※海外現地法人とは、海外子会社と海外孫会社の総称。海外子会社とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人、海外孫会社とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人。	
調査対象数	9,601企業	—
回収数[率]	7,171企業[74.7%]	—
調査事項	従業者数、売上高、現地法人からの受取利益等	従業者数、売上高、仕入高、出資者向け支払、設備投資額、研究開発費等
調査方法	郵送及びオンラインによる調査票の配布及び回収	